

田中会計事務所ニュース

★ News 令和元年分 所得税の確定申告期です!

申告・納税は

3月16日(月)まで

所得税の確定申告期です。確定申告は、平成31年1月1日～令和元年12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額と所得税額を計算し、過不足を精算する手続です。

※ 個人の所得（収入から経費などを引いたもの）にかかる税金が「所得税」です。

※ 個人の1年間のすべての所得に対する所得税額を算出し、税務署に申告・納税することを「確定申告」といいます。

※ 「所得税」の税率は、所得が多くなるほど段階的に高くなる累進税率です。

個人事業者は、課税売上高1000万円超で、消費税の課税事業者になります。

■ 所得税<所得の種類>

事業所得	個人事業主、自由職業者、漁業・農業など自営業から生ずる所得
不動産所得	不動産（土地や建物）などの貸付から生ずる所得
利子所得	} 確定申告をせずに源泉徴収だけで済ませる確定申告不要制度を選択できますが、その場合は配当控除や源泉徴収税額の控除を受けることはできません。
配当所得	
給与所得	給与・賃金・賞与など（役員給与・専従者給与も含まれます。）
雑所得	公的年金等・国民年金、厚生年金、恩給、確定拠出企業年金など 原稿料・講演料・出演料などの報酬 貸付金利子、生命保険の年金、仮想通貨の売却・使用による利益など
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金などの資産の譲渡から生ずる所得 不動産や株式の譲渡から生じる所得は、申告分離課税となります。
一時所得	生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金、賞金、競馬の払戻金など
山林所得	山林（立木）を伐採して譲渡したことなどによる所得
退職所得	（「退職所得の受給に関する申告書」を提出し、源泉徴収されている場合は申告不要）

遺族年金は非課税所得!

■ 給与所得者の<確定申告>

多くの給与所得者は年末調整により、その年の所得税の納税が完了するため、確定申告をする必要はありませんが、次に該当する人などは確定申告をする必要があります。

- ① 令和元年分の給与の収入金額が、2000万円を超える人
- ② 1か所から給与を受けていて、他の所得の合計額が（給与所得・退職所得を除く）20万円を超える人
- ③ 2か所から給与を受けていて、年末調整を受けなかった給与収入の額と、他の所得との合計額が（給与所得・退職所得を除く）20万円を超える人
- ④ 源泉徴収義務のない個人などから、給与や報酬を受けている人
- ⑤ 同族会社の役員やその親族で、その同族会社から給与のほか貸付金利子、店舗・工場の不動産賃貸料、機械の使用料などを受け取っている人

※ 年末調整で控除されない「医療費控除」「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」「寄附金控除」は、確定申告によって受けることができます。

★ Memo 所得税の振替納税

納期限までに「振替依頼書」を税務署に提出することによって、預貯金口座から自動的に納付できる「振替納税」を利用することができます。↓

※納期限 3/16 ※振替納税による振替日 4/21

※詳しくは、田中会計事務所にお尋ね下さい。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中育雄

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>